



大北森林組合へ追加返還請求した補助金について、履行期限の延長処分を行いました

平成 28 年 9 月 12 日に大北森林組合（以下「組合」という。）へ追加で返還請求した補助金について、組合から 9 月 29 日に補助金返還債務に係る履行期限の延長の申請があり、審査の結果、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項の規定に基づいて、履行期限を延長する処分を行いました。

1 履行期限の延長処分をした日

平成 28 年 10 月 4 日

2 履行期限の延長期間

履行期限を、平成 29 年 3 月 31 日まで延長します。

3 延長処分をした債務

補助金返還債務 6,291,200 円及び付帯債務

4 履行期限の延長処分の根拠

地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号の規定（債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき）に該当すると判断されるため。

5 履行期限の延長処分をした理由

県では、これまでに組合へ返還請求している補助金 863,592,400 円について、組合が抜本的な経営改善を進め、計画的かつ早期に返還されることが県の財政負担の最小化につながることから、組合が返還計画の見直しを行い、県がその内容を精査するまでの期間として、平成 29 年 3 月 31 日まで履行期限を延長する処分を平成 28 年 7 月 29 日に行っています。

今回追加で返還請求した補助金についても、これまでに延長した期間に合わせ、履行期限を延長することとしたものです。

6 延納利息

財務規則の規定に基づき、履行期限の延長期間中の延納利息は付さないこととしました。

しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）推進中

北安曇地方事務所林務課
（課長）高橋 明彦 （担当）松村 正
電話 0261-23-6522（直通）
0261-22-5111（代表）内線 2213、2211
FAX 0261-23-6565
電子メール hokuan-rimmu@pref.nagano.lg.jp

林務部森林づくり推進課県営林係
（課長）宮 宣敏 （担当）日向 一夫
電話 026-235-7272（直通）
026-232-0111（代表）内線 3251、3282
FAX 026-234-0330
電子メール shinrin@pref.nagano.lg.jp